

国葬差し止め却下確定

最高裁、仮処分認めず

安倍晋三元首相の国葬に反対する市民団体が、関連予算の執行差し止めなどを求めた仮処分の申し立てについて、最高裁第一小法廷（堺徹裁判長）は、市民団体側の特別抗告を棄却する決定をした。二十二日付。

申し立てを却下した東京地裁、東京高裁の判断が確定した。裁判官五人全員一致の結論。具体的理由は示さなかった。●面参照

市民団体「権力犯罪を監視する実行委員会」の岩田藤共同代表は「憲法判断しなかったことは残念だ」とコメントした。

市民団体は七月「弔いの儀式に国民を強制的に参加

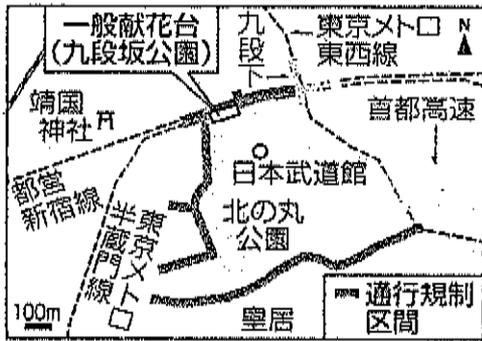
させることは、憲法が保障する思想良心の自由に反する」として仮処分を申し立てた。東京地裁は八月二日の決定で「国葬が個々の国民に用意を表すことや喪に服することを強制するとは認められない」と指摘。公金支出により思想良心の自由が侵害されることはないとして退けた。東京高裁も八月二十九日の決定で市民側の抗告を退けた。

国葬を巡っては各地で複数の市民団体が差し止めを求めて提訴している。

一般献花、10時から

安倍晋三元首相の国葬が開かれる二十七日、会場と

なる日本武道館近くの「九段坂公園」（東京都千代田区）では午前十時から午後四時、一般向けの献花台が設置される。公園へ向かう周辺の道路は人や車の通行が規制されるほか、献花者の手荷物検査を実施するなど、警備が強化される。



政府が公表した一般献花の要領などによると、公園には一度に約十人が献花できる台を二台設ける。献花用の花は各自で用意し、飲み物やぬいぐるみなど花以外の物は受け付けない。記帳所は設けず、悪天候の場合には中止の可能性もある。

公園と千鳥ヶ淵緑道周辺への献花者以外の立ち入りは終日制限され、献花する場合も午前十時より前に入ることができない。周辺の一般道のほか、都心部の首都高速道路も広範囲で通行止めとなるため、公共交通機関の利用を求めている。